

## 国庫支出金

地方団体が行わなければならない事務事業のうち、主として国の事務的性格を有するものや国と利害関係があるもの及び国の施策や県の財政上特別の必要があるものなどについては、その費用の一部又は全部を国が支出することとされており、これを国庫支出金とといいます。また、国庫支出金は大きく分けて、次の3つがあり、今年度は合わせて1,176億9,054万円を計上しています。

**国庫負担金** 地方団体が法令の定めるところにより実施しなければならないとされている事務事業のうち、全国的に一定の水準を維持し、併せて地方団体の財政負担を軽減するため、国と地方団体との間の経費負担区分に基づき国が支出するものです。

**国庫補助金** 国が特定の事務事業の実施を奨励し、又は助長するために交付するものと、地方団体の財政を援助するために交付するものがあります。

**国庫委託金** 本来的に国が直接実施すべき事務事業を執行の便宜上地方団体に委託するなど、専ら国の利害に関係がある事務事業の必要経費をその委託のつど交付するものです。

### 平成19年度国庫支出金の内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		増減(C) (A) - (B)	増減率 (C)/(B)
	当初予算(A)	構 成	当初予算(B)	構 成		
義務教育費負担金	25,068,588	21.3	24,521,556	20.3	547,032	2.2
生活保護費負担金	1,749,621	1.5	1,767,082	1.5	17,461	1.0
児童保護費負担金	2,502,574	2.1	2,489,369	2.1	13,205	0.5
結核医療費負担金	15,577	0.0	28,787	0.0	13,210	45.9
精神衛生費負担金	1,253,142	1.1	1,463,522	1.2	210,380	14.4
普通建設事業費支出金	64,525,141	54.8	68,026,530	56.5	3,501,389	5.1
災害復旧事業費支出金	3,151,635	2.7	2,729,511	2.3	422,124	15.5
委 託 金	2,600,124	2.2	1,571,034	1.3	1,029,090	65.5
(1) 普通建設事業	84,310	0.1	42,855	0.0	41,455	96.7
(2) そ の 他	2,515,814	2.1	1,528,179	1.3	987,635	64.6
そ の 他	16,824,134	14.3	17,878,535	14.8	1,054,401	5.9
合 計	117,690,536	100.0	120,475,926	100.0	2,785,390	2.3